

令和6年12月17日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時20分 開議)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
町参事兼総務課長	山 下 光 雄
富来支所長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
デジタル情報課長	三 野 善 明
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔

まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 議案第64号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第7号）の撤回
について

日 程 第 3 町長提出 承認第33号ないし第35号及び議案第65号ないし第74
号並びに第76号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日 程 第 4 町長追加提出 議案第77号ないし第79号及び諮問第1号、第2号
（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

日 程 第 5 議員提出 発議第4号及び第5号（趣旨説明、質疑、委員会付託、討
論、採決）

日 程 第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、こ
れより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

日程第 2 議案第64号 令和 6 年度志賀町一般会計補正予算（第 7 号）の撤回について

福田晃悦議長 会議規則第20条の規定により、議案第64号 令和 6 年度志賀町一般会計補正予算（第 7 号）の撤回についてを議題とします。

本件についての撤回理由の説明を求めます。

稲岡町長 議長。

稲岡健太郎町長 はい。

本日、提出をお認めいただいた事件の撤回について、ご説明申し上げます。
案件は、去る12月 3 日に提出しました議案第64号 令和 6 年度志賀町一般会計補正予算（第 7 号）について撤回したいので、志賀町議会会議規則第20条第 1 項の規定により、議会の許可を求めるものであります。

撤回の理由につきましては、歳出予算 8 款土木費 6 項住宅費中の災害公営住宅整備事業にかかる調査測量設計委託料について、予算決算常任委員会で審議を重ねてきましたが、議員の皆様方からさまざまなご意見を頂戴しました。用地の選定過程であったり、その進め方等について議員の皆様方から賛意を得ることができませんでした。

よって、さらに慎重なる審議を深める必要があると判断したためです。

以上で撤回理由の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 採 決 ）

福田晃悦議長 これより、採決します。

お諮りします。

本件について、請求のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件について、請求のとおり許可することに決しました。

**日程第3 町長提出 承認第33号ないし第35号及び議案第65号ないし第74号並びに第76号
(委員長報告、質疑、討論、採決)**

福田晃悦議長 次に、町長提出から提出のありました承認第33号ないし第35号及び議案第65号ないし第74号並びに第76号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案5件について、去る11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第70号 志賀町令和6年能登半島地震復興基金条例については、「石川県から交付される令和6年能登半島地震復興基金交付金のうち、被災市町の実績に応じて交付される市町枠配分について、大きな被害を受けた町民の暮らしとコミュニティ、なりわいの再建をはじめとする町の復旧・復興に要する経費に充てるため、復興基金を設置するにあたり、新たに条例を制定するもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、「健康保険証廃止に伴い、被保険者確認を個人番号利用による特定個人情報にて確認するため、医療保険給付関係情報を新たに追加するにあたり、所要の改正を行うもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 志賀町地域振興拠点施設の指定管理者の指定については、「令和7年3月31日で指定期間が満了することから、引き続き、シオンマネージ

メント株式会社を指定管理者として指定するもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、事業者の選定理由や他の指定管理施設の運営状況について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第73号 能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定については、「令和7年3月31日で指定期間が満了することから、引き続き、一般社団法人志賀町観光協会を指定管理者として指定するもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、会計処理や借地の負担金について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第74号 志賀町農産物直売所の指定管理者の指定については、「令和7年3月31日で指定期間が満了することから、引き続き、志賀農業協同組合を指定管理者として指定するもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案1件について、去る12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

議案第76号 志賀町志賀の郷運動公園施設の指定管理者の指定についてであります。令和7年3月31日で指定期間が満了することから、引き続き、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として指定するもの。」との説明を受け、採決いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、候補である事業者の概要についての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和6年度の補正予算に係る専決処分の承認3件、及び令和6年度の補正予算に係る議案5件の計8件について、去る13日、16日の延べ2日間に渡り、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、全ての案件について、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

なお、議案第64号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第7号）については、先ほどの理由から町長からの撤回請求許可願により、撤回となった次第であります。

町執行部におかれましては、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、一日も早い災害復旧と、町民が求める復興に努めるよう求めまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終ります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

福田晃悦議長 まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第33号 専決処分の承認について（令和6年度志賀町一般会計補正予算（第5号））ないし承認第35号 専決処分の承認について（令和6年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第 65 号 令和6年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてないし議案第 69 号 令和6年度志賀町下水道事業会計補正予算（第4号）について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 70 号 志賀町令和6年能登半島地震復興基金条例について及び議案第 71 号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 72 号 志賀町地域振興拠点施設の指定管理者の指定についてを、採決します。

ここで地方自治法第 117 条の規定により、櫻井俊一君の退場を求めます。

(櫻井議員 退場)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

櫻井俊一君は入場して下さい。

(櫻井議員 入場)

福田晃悦議長 続いて、町長提出 議案第 73 号 能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定について及び議案第 74 号 志賀町農産物直売所の指定管理者の指定について並びに議案第 76 号 志賀町志賀の郷運動公園施設の指定管理者の指定についてを、一括して採決します。

お諮りします。

各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 4 町長追加提出 議案第77号ないし第79号及び諮問第 1 号、第 2 号（提案理由説

明、質疑、委員会付託、討論、採決)

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第77号ないし第79号及び諮問第1号、第2号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

去る12月3日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた条例改正に係る議案3件、人事案件に係る諮問2件の、合わせて5件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第77号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第78号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも人事院勧告に準じ、特別職の国家公務員のボーナスが改定されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第79号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、一般職の国家公務員の給料表及びボーナスが改定されることを踏まえ、一般職の給与条例について、所要の改正を行うものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、令和7年3月31日をもって任期が満了となる、高浜町の青山洋子氏に代わり、同じく高浜町の村田真紀子氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、同じく令和7年3月31日をもって任期が満了となる、里本江の関口まゆみ氏を再度、推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、各件に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

福田晃悦議長 4 番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は議案第77号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第78号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、について反対の立場から討論を行います。

2 件の議案はいずれも議員と常勤の特別職、町長・副町長・教育長の期末手当いわゆるボーナスアップを人事院勧告に準じて行うための条例改正であります。

今物価の高騰に賃上げなどが迫いついておらず、町民の暮らしも一層厳しさを増しています。なにより深刻な被災の中、議員と特別職のボーナスアップはするべきではなく据え置くべきと思います。

よって議案第77号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第78号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、については反対とさせ

ていただきます。

議員各位におかれましては、慎重なご判断をされますようお願いを申し上げます。
まして、私の反対討論とさせていただきます。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 それでは、町長提出 議案第77号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第 78 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第 79 号 志賀町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり、可決されました。

次に、諮問第1号、第2号を、一括して採決します。

両件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会に意見を求めるものであります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町高浜町ケの8番地10の村田真紀子氏、志賀町里本江55の21番地の関口まゆみ氏、をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、適任として答申することに決しました。

日程第5 発議第4号及び第5号（趣旨説明・質疑・討論・採決）

福田晃悦議長 次に、本日、表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議第4号 災害公営住宅の建設等に対する更なる支援を求める意見書についてを議題とします。

提出者から、説明を求めます。

3番 表谷茂浩君。

表谷茂浩議員 議長。

3番 表谷 茂浩 です。

発議第4号 災害公営住宅の建設等に対する更なる支援を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

令和6年能登半島地震の災害を受け、被災した高齢者や経済的弱者にとって住宅建設は厳しい状況であります。今後多くの被災者が災害公営住宅に移行することが予想される中、災害公営住宅の建設に際しては、激甚災害の適用により、一般災害の場合と比較して建設費用等の補助率が引き上げられており、本町もその対象とされています。

一方、東日本大震災においては、上記の激甚災害による補助率の引上げに加え、東日本大震災復興交付金により、建設費用や家賃の低廉化に対する補助率のかさ上げ、用地の取得・造成費に対しても追加の支援が行われたところではありますが、

本町ではいまだ同様の措置が講じられていません。

よって、国におかれましては、自己再建困難者が多数となる被災地の現状を踏まえ、災害公営住宅の建設等に対し、最大限の措置を講じられるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、被災者の住まいに関する重要な要望案件とのご理解のもと提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、本案の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

それでは、議員提出 発議第4号 災害公営住宅の建設等に対する更なる支援を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、本日、小林克嘉君ほか2名から提出のありました発議第5号 学校施設における防災対策への更なる支援を求める意見書についてを議題とします。

提出者から、説明を求めます。

1 番 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

1 番 小林 克嘉 です。

発議第5号 学校施設における防災対策への更なる支援を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、小中学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っており、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨でも多くの体育館が避難所として利用されています。既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、断熱性能を確保した上での空調設備の早急な整備が不可欠となっています。加えて、誰もが安心して避難するためには、バリアフリー化の推進も含めた学校施設の防災機能の強化を図ることが喫緊の課題であります。

よって、国におかれては、学校施設の防災対策関連予算を継続的・安定的に確保するとともに、学校施設環境改善交付金について、交付対象の拡大や国の負担割合の引上げを行うなど、学校施設の防災対策に対する支援の強化を図られるよ

う、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、町の防災対策に関する重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、本案の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

それでは、議員提出 発議第 5 号 学校施設における防災対策への更なる支援を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

ここで暫時休憩します。

(休憩)

(午後 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に町長から、町長追加提出 議案第 80 号 令和 6 年度志賀町一般会計補正予算 (第 8 号) についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました町長追加提出 議案第 80 号を、日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第 1 町長追加提出 議案第 80 号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

福田晃悦議長 町長追加提出 議案第 80 号 令和 6 年度志賀町一般会計補正予算 (第 8 号) についてを、議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 本日追加して、提出することをお認めいただいた一般会計の補正予算に係る議案1件について、その概要をご説明申し上げます。

去る12月3日に提出した議案第64号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第7号）については、この補正予算に掲げた災害公営住宅整備事業にかかる調査測量設計委託料について、さらに慎重なる審議を深める必要があると判断し、撤回を請求して、先程、議会の許可を頂きました。

今回、追加提案いたします議案は、撤回した議案第64号の一般会計補正予算（第7号）から、この調査測量設計委託料を除き、新たに補正予算を編成し、議案第80号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第8号）とするものです。

歳入では、調定見込による町民税、固定資産税のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や農地農業用施設の災害復旧に係る県補助金、地方債を主として増額し、歳出では、人事院勧告に基づく職員人件費のほか、能登半島地震被災世帯緊急支援給付金、地域コミュニティ施設等再建支援など県の復興基金を活用した事業費、JA志賀が実施する共同利用施設の災害復旧費に対する補助金の増額を主として、所要額を補正するものであります。

この補正予算は、物価高騰に対する交付金や被災者のためにも早急な対応が求められる事業が数多く盛り込まれております。一日も早い復旧・復興はもとより、生活に苦しむ方々への給付などが滞ることのないよう、速やかな予算執行が望まれるものでありますので、町政の停滞がないよう、適切なるご判断をお願い申し上げます。

なお、災害公営住宅整備事業にかかる調査測量設計委託料につきましては、生活再建を待つ被災者のためにも、迅速に事業の進捗を図る必要があると考えており、今後、建設候補地等について、改めて議会にお示しし、来月に予定する臨時会で提案できればと考えております。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

福田晃悦議長 4 番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は議案第80号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第8号）について、について反対の立場から討論を行います。

議案第80号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第8号）について、補正として緊急なものとして能登半島地震被災世帯緊急支援給付金、地域コミュニティ施設等再建支援など県の復興基金を活用した事業費、J A志賀が実施する共同利用施設の災害復旧費に対する補助金の増額を主としたものであります。

ただ本補正予算の中に、議員と特別職の期末手当いわゆるボーナスのアップが人事院勧告に基づいて盛り込まれています。

今止まらない物価の値上がり、目減りする一方の給料や年金、そして深刻な被災の中、議員と特別職へのボーナスアップは到底町民の理解を得られるものではなく据え置くべきとの立場から、議案第80号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第8号）について、については反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては慎重なるご判断をされますよう、お訴えを申し上げ

げまして私の反対討論とさせていただきます。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

林一夫議員 議長。

福田晃悦議長 12番 林一夫君。

林一夫議員 12番 林一夫です。

私は令和6年第4回志賀町議会定例会に提案された議案第80号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論を行います。

今年度の志賀町一般会計の当初予算は災害救助費約21億円、災害廃棄物処理経費約182億円、災害復旧費約56億円などを含む371億円でありました。

これは通常年の当初予算の約3倍となる大きな規模の当初予算であります。今定例会での補正額を含めると458億円を超えるものとなります。

現在開会中の12月定例議会において議案第80号として提案されているのは、歳入においては国庫支出金、県支出金、町債等を主とする17億円余であります。歳出においては災害復旧費12億円を主なものとし、歳入額と同額となっています。

本年4月1日以降の歳入歳出予算の経緯を見ても、この度の能登半島地震の被害が極めて甚大であったこと、そしてこれからも復旧復興には途方もない費用と時間を要するであろうことが容易に推測されます。

町執行部においては発災後今日まで、外部関係機関とも連携・協力しながら、町民の日常生活の正常化や事業者のなりわいの再構築を目指して、まずは社会資本いわゆるインフラの復旧に懸命に取り組んでおられます。改めてねぎらいと感謝を申し上げます。

この度提案された議案第80号においても、民生費では能登半島地震により被災された世帯への緊急支援給付金として約2億5,000万円をはじめ、被災者の見守り相談体制支援事業費、応急仮設住宅や住まい再建・入居の支援事業等が盛り込まれています。

農林水産業費では多面的支払交付金や災害復旧費補助金を活用しての農地保全や漁港の改修、水産物供給強化策、さらに林業における自然災害防止対策など多方面にわたる対策が今回の補正後に計画されています。

商工費においては緊急的な経営に関する施策はすでに講じられているように感じますが、引き続き物価高対策、金融支援策など経営支援の喪失を招かないため

の業種業態ごとの課題にも目配りされての支援を望むところであります。

土木費においては、今後、能登半島地震で被災された方々のための災害公営住宅整備も検討されなければならない、今後は国土交通省の指導・助言も受けながら被災により住居を失った方々が一刻も早く安心して日々の生活を送れる住居の確保となるようにと願っています。そのための事業の進め方として被災住民と身近な関係にある議員各位・町議会とも連携し、情報共有を密接に行いながら、入居希望者の生活の場の確保が途切れる事態とならないようにスピーディかつ的確に取り組んでいただくように要望いたします。

教育費に関しては、今回は大きな金額のものは見受けられませんが、被災した各種学校施設の復旧対策、特に児童生徒が落ち着いての学びの場が得られるように教育環境の整備をハード・ソフト両面から早急に対応を進めていただきたいと思います。

また食材費高騰に対応する学校給食の賄材料費の補填500万円余も提案されていますが、時期に叶った施策と理解し、賛意を表するものであります。

執行部には従前からの人口減少対策に加えて、コロナ感染、地震・豪雨など能登地域の社会環境の大きな変動期との認識に立って、本年7月に策定された志賀町復興計画をマイルストーンとして修正も大いに加えながら、前例にとらわれず、時には英断をもって活用されるように期待をいたします。

このように多方面に渡り、早急な対応が求められる案件が数多く盛り込まれた議案第80号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第8号）であり、1日も早い復旧復興はもとより、生活に苦しむ方々へ種々の給付などが滞ることのないよう、速やかなる予算執行を願うとともに、年度末の仕上げとなる志賀町の行政が停滞することの無いようにと願い、本案に対する私の賛成の討論といたします。

議員各位のご賛同をいただきますように、お願いを申し上げます。

福田晃悦議長 次に、原案に反対する者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 6 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和 6 年第 4 回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後 3 時 42 分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第31号
陳情書について
- 2 議長報告第32号
令和6年度定期監査（後期分）の結果について（報告）
- 3 議長報告第33号
入札結果調書について
（令和6年12月12日 3件）
- 4 議長報告第34号
委員会審査報告書
- 5 議長報告第35号
閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 堂 下 健 一

志賀町議会議員 越 後 敏 明